

令和7年度(追加提出年)矢巾町小規模修繕契約希望者登録申請の手引き

1 小規模修繕契約希望者登録制度の目的

この登録制度は、町が発注する小規模な修繕について、競争入札参加資格審査申請による有資格者でない方でも契約することができる少額で作業内容が軽易な修繕契約（50万円未満）を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

◆ 登録できる方

- ① 町内に事業所等を有する者
 - ・ 個人、法人を問いません。
 - ・ 建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

◆ 登録できない方

- ① 町内に事業所等を有しない者（他の市町村に本店又は主たる事務所を置く者）
- ② 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- ③ 矢巾町営工事等請負入札参加資格審査申請に基づく資格者名簿に登録されている者
- ④ 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者
- ⑤ 希望する業種を履行するために必要な許可等を有しない者

2 登録者の取扱い

矢巾町小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出し、資格審査で認定された方は、矢巾町小規模修繕契約希望登録者名簿に登載されます。この名簿は、庁内の各担当課に周知され、発注課が小規模修繕を発注する際にこの名簿により業者選定を行うことになります。ただし、登録が必ずしも業者選定や契約を約束するものではありません。

なお、申請書提出時の書類審査で申請を受理された方については、この制度による登録業者となります。ただし、申請後又は登録後に町の契約の相手方として不適当と認められたときは、登録を取消しのうえ通知します。

3 申請書の受付

令和7年2月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）役場3階総務課管財係で受付します。

受付時間以外の申請、郵送での申請は、受け付けませんのでご注意ください。内容を説明できる方が直接持参のうえ提出してください。

4 登録の適用期間

今回の登録の適用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。その後は、2年ごとに改めて申請により登録を受付します。

5 登録内容の変更等

申請後に住所・代表者氏名等の重要な変更又は廃業等があったときは、速やかに矢巾町小規模修繕契約希望者登録変更等届（様式第4号）を提出してください。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

町が小規模な修繕を発注するときは、原則として見積書の徵取から開始します。なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡してください。見積書提出後の結果については、発注課の担当者から文書又は電話で連絡します。

2 契約の方法

契約業者となったときは、発注課の指示に従って原則として書面（契約書若しくは請書）により契約します。ただし、発注課の担当者から書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。

3 契約の履行

契約の履行は、矢巾町契約規則（平成19年矢巾町規則第19号）その他の関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請及び町が認めた場合以外の下請はできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施行（履行）できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により行うものとし、正当な請求を受けた日から30日以内の支払いとなります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が行われたときは、契約解除を含め登録の取消しを行うことになります。

6 契約に関する苦情・相談等

契約に関する苦情・相談等は、総務課管財係で受付しますので申し出てください。

【申請書の書き方】

1 申請者住所又は所在地

町内にある事業所等の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、登記事項証明書の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3 代表者職・氏名

法人は、登記事項証明書に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

4 印鑑

申請にあたって法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、印鑑登録した実印を使用してください。

使用印鑑押印欄には、登録期間中に町との取引に際して、見積書、請書、契約書、請求書

等に使用する印鑑を押印してください。使用印鑑は、代表取締役印、代表印、代表の個人印など、代表の方を表している印とします。（単に会社名や商号を表した印やゴム等の変形しやすいものは認められませんので、ご注意願います。）

5 電話番号、FAX番号、メールアドレス

電話は、重要な連絡手段となりますので、必ず記入してください。

FAX及びファイルを送受信できるメールアドレスがある場合は、図面等の連絡の際に便利ですので記入してください。

6 修繕希望業種

5業種以内であれば内容の制限はありません。ただし、発注課でこの内容を見て業者選定しますので、修繕業種の分類表を参考にして、できるだけ具体的に1欄1業種を受注希望する順序に記入してください。なお、法的に許可等を要する業種の場合は、その名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

7 提出書類

【法人の場合】

- ① 矢巾町小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ② 許可等が必要な修繕業種の場合は、許可証等の写し
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又はその写し（※1）
1通（3か月以内に発行のもの）
- ④ 法人の印鑑証明書（原本に限る）（※1） 1通（3か月以内に発行のもの）
- ⑤ 滞納がないことの証明の写し（※2） 1通（3か月以内に発行のもの）
町に納付すべき町民税の特別徴収、法人町民税及び固定資産税の滞納がない
ことの証明（納期到来分について未納の税額がないことの証明書）
- ⑥ 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）（※4）

【個人の場合】

- ① 矢巾町小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ② 許可等が必要な修繕業種の場合は、許可証等の写し
- ③ 身分証明書又はその写し（※3） 1通（3か月以内に発行のもの）
- ④ 印鑑証明書（原本に限る）（※3） 1通（3か月以内に発行のもの）
- ⑤ 滞納がないことの証明の写し（※2） 1通（3か月以内に発行のもの）
町に納付すべき町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の
滞納がないことの証明（納期到来分について未納の税額がないことの証明書）
- ⑥ 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）（※4）

※1 「登記事項証明書」と法人の「印鑑証明書」は、法務局発行となります。

※2 「滞納がないことの証明」（町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及
び国民健康保険税）は、税務課で発行します。

※3 「身分証明書」は、本籍地の市町村発行となります。また、個人の「印鑑証明
書」は、住民登録している市町村発行となります。

※4 「暴力団排除に係る誓約書」は両面印刷の上、法人、個人と問わず必ず提出願
います。

(別表)

修繕業種の分類表 (例示)

区分	番号及び修繕業種		
建築関係	1. ガラス 4. 建具 7. 雨樋 10. ブロック 13. 内装(カーペット、クロス等) 14. 畳 17. その他(具体的に)	2. サッシ 5. 外壁 8. 錠鍵 11. タイル 15. 障子	3. 網戸 6. 屋根 9. 門扉 12. 塗装 16. 襲
土木関係	18. フェンス 21. 交通安全施設	19. 舗装 22. 土工	20. 遊具 23. 植栽
設備関係	25. 電気器具 28. 放送機器 31. ガス機器 34. 净化槽	26. 照明器具 29. 空調機器 32. 水道 35. 排水詰まり	27. 配線 30. ボイラー 33. 便器 36. ストーブ
その他	37. その他(具体的に) 38. その他(具体的に)		

担当: 〒028-3692 矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町役場総務課管財係
電話 019-611-2705(直通)
FAX 019-697-3700